

平成27年度

北海道立図書館運営計画

北海道立図書館

目 次

	(ページ)
北海道立図書館運営の基本方針	1
1 運営の重点	1
2 事業計画の概要	2
(1)市町村支援	2
(2)課題解決型サービス	5
(3)道民向けサービス	7
(4)子どもの読書活動の推進	9
(5)北方資料サービス	11
(6)連携する図書館	13
(7)資料整備	14
(参考)平成27年度図書館活動振興事業等予定一覧	15
3 予算の概要	16
4 組織体制	17
5 図書資料の整備計画	18
(1)購入による資料収集	18
(2)寄贈等による資料収集	20
(3)その他	20
6 施設及び設備の整備計画	21
7 非常措置計画	21
(資料)北海道立図書館防火管理規程	巻末に掲載
8 管理運営と組織・機構の改善	21

北海道立図書館運営の基本方針（昭和42年4月制定 平成16年3月最終改正）

北海道立図書館は、道民の生涯学習を支援する拠点の一つとして、図書館機能の充実に努め、広く道民へのサービスの展開を目指します。

○ 図書館のセンターとして 一図書館の図書館一

道内の図書館網のセンターとして、市町村立図書館の活動に協力し、併せて専門図書館、大学図書館等とも連携して、図書館活動の推進に努める。

○ 参考図書館として 一何でもわかる図書館一

道民の多様なニーズに対応できるよう、一般資料のほか比較的高度な調査研究に必要資料等を整え、道民がこれらの資料を利用できるサービスを行う。

○ 全域サービスの図書館として 一道民みんなの図書館一

図書館未設置地域への支援、図書館情報システムの整備等により、いつでも、だれでも、どこからでも求められた資料や情報に対応できる図書館サービスを展開する。

1 運営の重点

「北海道立図書館運営の基本方針」に基づき「北海道立図書館事業推進計画」に掲げる施策目標の実現に向け、平成27年度は次の事項を重点的に取り組んでまいります。

(1) まちの図書館を応援します ～市町村支援～

- ・市町村立図書館等の運営全般に係る相談を積極的に行い、活性化を支援します。

(2) あなたの「知りたい」を解決します ～課題解決型サービス～

- ・「地域の活性化支援」をテーマに、役立つ情報の提供に取り組みます。

(3) あなたの生涯学習を応援します ～道民向けサービス～

- ・館内の図書分類、見出しの表示板等の書架表示を改善し、資料の配置が分かりやすい環境整備に努めます。
- ・直接貸出しの貸出点数を、1人1回につき5点以内から10点以内へ拡大し、利便性の向上と利用促進を図ります。

(4) 子どもの生きる力をはぐくみます ～子どもの読書活動の推進～

- ・学校図書館への支援を拡充し、子どもの読書活動を一層推進します。

(5) 北海道人の英知を現在・未来に活かします ～北方資料サービス～

- ・関係機関・団体と連携した事業（講座、展示等）やデジタルライブラリーの充実を図ります。

(6) 人・図書館・団体をつなげます ～連携する図書館～

- ・北海道図書館振興協議会等と連携し、図書館間の連絡調整や職員の資質向上に努めます。

(7) 北海道全体の図書館サービスの向上を支えます ～資料整備～

- ・資料収集計画に基づき、「地域の活性化支援」をテーマに、まちづくり・人づくり、環境など、地域の課題解決に役立つ資料を重点的に収集します。

2 事業計画の概要

◇計画目標値等

(1) 市町村支援

道民がどこに住んでいても十分な図書館サービスを受けられるよう、市町村活動支援事業による協力・助言を行うとともに、図書館未設置市町村の図書館設置に向けた働きかけや情報提供等の支援を行います。

また、協力サービスについては、多様で高度なニーズに対応できるよう、資料を幅広く収集し、迅速な貸出しやレファレンスを行うとともに、市町村立図書館等の活用が促進されるよう周知します。

ア 市町村立図書館等の活動支援

(ア) 図書館活動支援*1

図書館設置や図書館活動の活性化を図る市町村を支援するため、次の事業を実施します。

a 運営相談事業

図書館設置、資料の収集・配架・除籍、カウンター業務、レファレンスサービス、地域資料の収集・活用、広報、ボランティアの養成等、図書館（室）運営全般について助言や情報提供を行うほか、実務研修を行うなど、市町村立図書館等の実情に即した運営相談を行います。

・20 市町村

b 重点運営支援事業

図書館未設置の市町村に対し、新刊書の定期的な貸出し、複数回の運営相談等により、年間を通して図書室の課題を解決し、活性化のための支援を行います。

・2 市町村

c 図書館行事支援事業

(a) 事業企画支援

図書館まつり、子どもの読書フェスティバルなど、読書普及行事等の企画について助言します。

・(a)3 市町村

(b) 出前講座（文学館連携事業）

北海道立文学館と連携し、図書館まつり等のイベントとして、人形劇や絵本パフォーマンス等への講師の派遣を行います。

・(b)3 市町村
程度

d 支援貸出事業

(a) 大量一括貸出し

図書を 100 冊単位で一括して貸し出し、利用の促進や図書館づくりを支援します。

・(a)40 市町村
程度

◇計画目標値等：平成 27 年度の達成目標、事業等の実施見込み(予定)数を表示

<p>(b)事業貸出し</p> <p>おはなし会や図書館まつり等の事業のための大型絵本、しかけ絵本、エプロンシアター等を貸し出します。</p>	<p>• (b) 随時</p>
<p>(イ) 管内図書館振興団体支援</p> <p>a 相互協力促進事業</p> <p>当館の職員を派遣し、管内で組織されている図書館振興協議会等の団体の研修会などで、研修会テーマに基づき情報提供、市町村の連携など、相互協力について助言します。</p>	<p>• 14 地域</p>
<p>(ウ) 市町村立図書館等の資料展示の参考となるよう、当館の展示情報や展示リストをホームページで公開するとともに、テーマや資料についての助言や協力貸出しを行います。</p>	
<p>(エ) 研修の実施^{※2}</p> <p>市町村立図書館等職員の資質向上のため、研修を実施します。</p> <p>a 新任職員研修</p> <p>市町村立図書館等に勤務して原則1年未満の職員を対象として、図書館業務に必要な基本理念及び基礎知識の習得を目的に実施します。</p> <p>b 中堅職員研修</p> <p>市町村立図書館等に勤務して3年以上の職員を対象として、図書館運営・企画能力の向上、変化する利用者ニーズに対応できるスキルの習得を目的に実施します。</p>	<p>• 2 日間</p> <p>• 2 日間</p>

※1 図書館活動支援・学校支援（9ページに記載）：共に市町村の図書館設置や図書館活動の活性化を支援する市町村活動支援事業

平成27年度の市町村活動支援事業一覧

支 援 事 業 名		27 年度計画	<参考>26 年度計画
図書館活動支援	① 運営相談事業	20 市町村	20 市町村
	② 重点運営支援事業	2 市町村	2 市町村
	③ 図書館行事支援事業		
	a 事業企画支援	3 市町村	5 市町村
	b 出前講座（文学館連携事業）	3 市町村程度	3 市町村
	④ 支援貸出事業		
	a 大量一括貸出し	(40 市町村程度)	(40 市町村程度)
b 事業貸出し	(随時)	(随時)	
学校支援	① 学校図書館運営相談事業	15 市町村	14 市町村
	② 学校ブックフェスティバル事業	15 市町村	14 市町村
	③ 学校図書館サポートボックス事業	(28 市町村)	(18 市町村)
		58 市町村程度	58 市町村

* () は、資料の貸出しの見込み数。

※2 研修の実施：(エ) の a、b、c は北海道図書館振興協議会との共催、d は文部科学省との共催により開催

c 専門研修

市町村立図書館等の職員を対象として、サービス（地域資料）及び子ども読書（学校支援）について、職場や地域における指導的な役割を果たすスキルの習得を目的に実施します。

なお、経営（企画・広報）、サービス（レファレンス）については、図書館地区別（北日本）研修において実施します。

・2回/
1日間

d 図書館地区別（北日本）研修（図書館サービス研修から変更）

情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について、文部科学省との共催により研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量の向上を図ります。

・4日間

e レファレンス体験研修

市町村におけるレファレンスサービスの向上と職員のスキルアップを支援するために、市町村立図書館等職員の希望に添った個別研修を実施します。

・5回

f ICT^{※3}を活用した遠隔地研修

図書館情報システムにおいて、市町村立図書館等職員を対象に遠隔地研修を新たに開始します。

（オ）図書館ポータル^{※4}や『あけぼのつうしん』により、市町村立図書館等の活動に関する様々な情報を提供します。

・『あけぼのつうしん』発行
4回

イ 図書館設置の促進

運営相談や相互協力促進事業等、様々な機会において、「図書館設置促進パンフレット」等を活用しながら、図書館設置の働きかけを行います。また、図書館未設置市町村の求めに応じて、助言や情報提供を行います。

・町村における
図書館設置率
65町村
(45.1%)

ウ 協力サービスの推進

市町村立図書館等のサービス向上につながる協力サービスを目指します。

また、「協力サービス利用促進リーフレット」を活用し、市町村の利用拡大と未利用市町村の解消に努めます。

（ア）協力貸出し^{※5}

※3 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略語。情報・通信に関連する技術一般の総称で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現

※4 図書館ポータル：北海道立図書館情報システムの機能で、道内図書館向けサイト。横断検索、相互貸借申込み、予約・リクエスト、お知らせなどの機能を一元化し、業務の効率化を進め、利用者サービスの向上を目指す。

※5 協力貸出し：利用者の求める資料を市町村立図書館等が所蔵していない場合に、地元の図書館等を通して貸出しを行うこと

- ・市町村立図書館等が求める資料を迅速に提供するとともに、ILL^{※6}システムの利用促進に努めます。
- ・展示資料リスト（目録）等を活用し、資料の積極的な活用を推進します。
- ・未所蔵資料については、市町村立図書館等のリクエストに積極的に応え、資料の提供に努めます。
- ・図書館間貸出しの対象に「学校図書館」を新たに加え、小学校・中学校・高等学校等、全ての学校図書館活動の支援と子どもの読書推進に努めます。

- ・利用市町村
165 市町村
- ・貸出し
43,000 冊
- ・リクエスト
1,800 件

（イ）協力レファレンス^{※7}

- ・市町村立図書館等から寄せられる協力レファレンスに迅速・的確に対応し、サービスの向上と利用促進に努めます。
- ・インターネットで利用でき、市町村立図書館等の調査に役立つ情報検索リンク集^{※8}「Do-Links」と、国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」の利用促進を図ります。
- ・ホームページや図書館ポータル等を活用し、研修会資料などレファレンスに役立つ情報を提供します。

- ・レファレンス
750 件

（ウ）協力サービスに即応できる資料の充実

協力貸出しや協力レファレンスに迅速、的確に対応するため、幅広い資料の収集による蔵書の充実を図ります。

（2）課題解決型サービス

道民生活や地域の課題解決に寄与するため、「暮らしの支援」「仕事の支援」「地域の活性化支援」を中心テーマに、資料・情報の収集・提供、レファレンスサービスの充実を図ります。27年度は「地域の活性化支援」に重点を置いてサービスの充実に努めます。

ア 暮らしの支援

- ・閲覧室内の医療・健康情報コーナーにおいて、引き続き「闘病記」資料の充実を図るとともに、ホームページに資料リストを掲載します。
- ・ホームページの情報検索リンク集「Do-Links」において、消費生活情報などのサイトを紹介するなど、情報提供に努めます。

※6 ILL システム：図書館ポータル機能の一つ。横断検索で所蔵館を検索し、借受申込みをすることができるシステム。

ILL とは、Inter-Library Loan（相互貸借）の略語

※7 協力レファレンス：市町村立図書館等からの依頼により行うレファレンス。レファレンスとは、情報を求めている利用者に対して、調査の援助をすること

※8 情報検索リンク集：テーマに沿って関連する外部ウェブサイトのアドレスをまとめたもの

イ 仕事の支援

- ・ 閲覧室内のビジネスコーナー（図書館海援隊^{※9} コーナー）において、就業、起業、仕事のスキルアップ等に関する資料を提供します。
- ・ ホームページの情報検索リンク集「Do-Links」において、仕事や雇用、ビジネス関連のサイトを紹介します。

ウ 地域の活性化支援

- ・ まちづくり・人づくり、環境など、地域や行政課題に役立つ資料や情報を収集し提供します。
- ・ 道職員向けの道政サポートサービスを引き続き実施し、職員ポータルの電子掲示板を利用した情報発信を行い、貸出しやレファレンスサービスの利用拡大を図ります。

エ 共通事項

（ア）情報リテラシー^{※10}支援

- ・ 図書館やインターネットの情報を有効に活用するための利用講座を実施し、道民の情報リテラシーの向上を支援します。
- ・ 情報検索リンク集「Do-Links」やパスファインダー^{※11}をホームページで公開し、インターネット利用者の調査・研究を支援します。

（イ）レファレンス機能の強化

- ・ 国立国会図書館や専門機関等と連携して、多様化、高度化するレファレンスに的確に対応します。
- ・ 国立国会図書館「レファレンス協同データベース」に当館のレファレンス事例を登録し、インターネット利用者に広く事例情報を提供します。

・ 公開件数
720件

（ウ）スキルアップのための研修等

- ・ 課題解決サービスの向上のため、IT技術の習得やインターネット上の情報源に関する情報の収集に努めます。
- ・ 職員研修の実施や各種研修会への積極的な参加により、課題解決サービスに必要な技能のレベルアップを図ります。

※9 図書館海援隊：文部科学省の呼びかけにより平成22年1月発足。仕事や生活に困っている人等に、関係機関と連携して様々な課題解決の支援サービスを提供する取組

※10 情報リテラシー：様々な情報源の中から必要な情報を収集し、正しく評価し有効に活用するための知識や能力

※11 パスファインダー：テーマごとに図書館資料や情報の探し方を一覧できるガイド

(3) 道民向けサービス

道民が快適に利用でき、資料・情報の要求に的確に対応できるよう、職員のスキルアップと接遇の向上に努め、閲覧環境の整備と各種事業の充実を図ります。

また、道民が、誰でもどこでもいつでも利用できるよう、利便性の向上に努めます。

・年間来館者数
98,400人

・直接貸出冊数
162,000冊

ア 来館型サービスの充実

(ア) 来館者サービスの向上

- ・直接貸出しの貸出冊数を1人1回につき5点以内から10点以内へ拡大し、利便性の向上を図ります。
- ・一般資料閲覧室に自動貸出機を設置し、利便性の向上を図ります。

(イ) 講座・展示の充実

- ・道民カレッジ等との連携による図書館の利用講座や講演会を開催し、道民の学習機会を提供します。
- ・道民が興味・関心を持つトピックや道教委の取組等に合わせたテーマによる資料展示を、関係機関・団体等との連携・協力により実施し、所蔵資料の紹介と関連情報の発信に努め、利用を促進します。

・講座
13回

・展示
44回

(ウ) 館内見学の推進

北海道立図書館の機能やサービスについて周知を図るため、道民や図書館関係職員等を対象に館内見学事業を行います。

- 子ども向けや一般資料・北方資料などのテーマを設定し、定期的に書庫ツアーを行います。
- 学校・団体等から見学の申込みを随時受け付け、要望に応じた見学会をその都度行います。

・書庫ツアー
7回

(エ) 館内インターネット等の環境整備

- ・国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス^{※12}及び官報情報検索サービスを引き続き開放し、学習・研究・調査の利便性を高めます。
- ・館内に無線LAN(Wi-Fi)環境^{※13}を備え、調査・研究や情報検索の環境整備を図ります。

(オ) ボランティアとの協働

図書館活動に関心を持ち、活動を通じて自己実現を目指す人々と協働し、より開かれた図書館活動に努めます。

※12 図書館向けデジタル化資料送信サービス：国立国会図書館がデジタル化した入手困難な資料を、送信された公立図書館等において閲覧・複写できるサービス

※13 無線LAN(Wi-Fi)環境：利用者が持参したパソコン等の通信機器を使用して、無線通信によりインターネットが利用できる環境のこと

イ 非来館型サービスの充実

(ア)「利用促進リーフレット」を活用し、インターネット予約貸出サービスの周知と利用促進に努めます。

また、インターネット予約貸出しの受取館^{※14}になっていない市町村に対しては、参加協力の依頼を継続します。

(イ)新たに、北海道議会図書室にインターネット予約貸出サービスの受取窓口を開設し、利便性の向上を図ります。

(ウ)手軽に利用できるメールレファレンス^{※15}について、ホームページ等により情報発信し、利用促進に努めます。

・受取館による
貸出冊数
5,500冊

ウ 高齢者・障がい者サービスの充実

(ア)資料・情報の充実

- ・高齢者も利用できる大活字本を中心に資料を収集するとともに、ホームページにより所蔵資料を紹介します。
- ・情報検索リンク集「Do-Links」において、引き続き有用サイトの情報提供を図ります。

(【大活字】、【高齢者福祉】、【障がい者福祉】のカテゴリーの更新等)

- ・国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス^{※16}」と「サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)^{※17}」の利用促進に努めます。

(イ)全道視覚障がい者情報提供施設協議会など関係団体との情報交換、ホームページ等を活用した関係機関に関する情報案内など、相互理解や連携に努めます。

※14 受取館：インターネット予約貸出しで個人が道立図書館の所蔵資料を借り受ける際に、道内図書館等(受取館)を通じて資料の受取を希望した場合、窓口となる道内図書館等

※15 メールレファレンス：道立図書館のホームページから申し込むレファレンスサービスのこと。24時間申込みを受け付け、電子メールで回答する。

※16 視覚障害者等用データ送信サービス：視覚障害者等を対象に国立国会図書館が製作、収集したDAISY資料等を公立・点字図書館等で利用できるサービス(平成26年1月27日から送信開始)

※17 サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)：視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して、点字・デイジーデータを始め、さまざまな生活情報などを提供するネットワーク。日本点字図書館が管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する。

エ インターネットを活用した情報の発信

(ア) ホームページのレイアウトを更新し利便性の向上を図るとともに、当館の事業・活動情報や道内の図書館等で行われる各種イベント等、多様な利用者に対応した有用な情報の発信に努めます。

・ホームページ(トップページ)アクセス数
338,000件

(イ) Twitter^{※18}により事業や研修等の情報発信を行うなど、広報活動の充実に努めます。

・530ツイート
・490フォロワー

(4) 子どもの読書活動の推進

「北海道子どもの読書活動推進計画[第三次計画]生きる力をはぐくむ北の読書プラン」(平成25年3月北海道教育委員会策定)及び「子どもの読書活動推進プログラム」(平成24年1月北海道教育委員会策定)に基づき、子どもの読書活動への支援を推進するとともに、児童コーナーの充実に努めます。

特に、学校における読書環境を整備することが重要であるため、子どもたちや教職員が利用しやすい魅力ある学校図書館づくり等、学校支援を充実します。

ア 市町村における子どもの読書活動の支援

(ア) 学校支援^{※1}

a 学校図書館運営相談事業

学校図書館の運営に関する相談やワークショップ等を行います。

・15市町村

b 学校ブックフェスティバル事業

学校に千~2千冊の本を提供するとともに、図書の貸出しや読み聞かせを行う読書イベントを実施し、市町村における図書館・学校との連携を支援します。

・15市町村

c 学校図書館サポートブック事業(拡充)

- ・図書約60~200冊を学校で活用しやすいテーマのセットにし、市町村を通じて貸し出すことにより、学校図書館の幅広い読書活動を支援します。
- ・「理科読セット」「朝読・昼読ブック」「体力向上・スポーツブック」に加え、「Hokkaido 愛食・食育ブック」「仕事ナビブック」を新設します。

・28市町村

(イ) 子どもの読書活動推進計画の策定に向けて、教育局等と連携し、あらゆる機会を捉え、相談や助言、計画づくりの支援を行います。

・策定市町村数
123市町村

※18 Twitter: インターネット上のコミュニティツールの一つで、一度に140文字以内の記事を投稿することができ、それを不特定多数のユーザーと共有することができる。情報発信の一つとして、自治体や団体等でも活用されている。

(ウ) 広く子ども読書活動への関心と理解が深まり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲が高まるよう、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」関連事業の企画や実施について啓発するとともに、展示貸出しの具体的な情報提供等、協力・助言を行います。

・事業実施市町村数
147市町村

(エ) 赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけとなるよう、ホームページ等を活用し、ブックスタート事業の更なる啓発と支援に努めます。

・事業実施市町村数
172市町村

イ 他機関との連携による子どもの読書環境の整備

(ア) 研修の実施

- ・ 新任職員研修、専門研修等において、北海道図書館振興協議会と連携して、子どもの読書活動の推進に必要な研修を行います。

なお、研修の実施にあたっては、学校図書館担当職員の参加も奨励します。

- ・ 学校図書館講座を学校の長期休業期間中に実施し、学校司書や担当教職員の技能向上と学校図書館活動の支援に努めます。

・2回

(イ) 関係機関との連携・情報共有

- ・ 各種研修事業や「北海道の青少年のための200冊」選定等において、北海道学校図書館協会や北海道青少年育成協会等と連携し、子どもの読書環境の整備に努めます。
- ・ 北海道読書推進運動協議会との連携により、優良読書グループ表彰やこどもの読書週間における取組の促進等を図ります。

(ウ) 市町村や子ども読書関係団体等の研修会等に職員を派遣し、子どもの読書活動支援を通じて蓄積した情報を提供します。

ウ 道立図書館における子どもの読書活動の推進

(ア) 児童コーナーに利用者検索機を設置し、利便性の向上を図ります。

(イ) 児童コーナーで、季節や時宜に応じたテーマによる資料展示を実施し、子ども向け資料の紹介や関係情報の発信に努めます。

(ウ) 「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」等に子ども向け利用講座等を実施し、子どもの利用の拡大を図ります。

(エ) ホームページの「こどものページ」を一層充実し、子ども向けの展示リスト、パスファインダー、クイズ等を公開し関係情報の提供に努めます。

(5) 北方資料サービス

北方資料センターとして、関係機関・団体との連携・協力により、資料の網羅的な収集に努めるほか、地域の課題解決に役立つレファレンスサービスの充実、講演会等の開催やホームページ等により地域情報を発信します。

また、北海道の貴重な地域資料を次世代に残すため、デジタル化等による資料保存の取組やデジタルライブラリーによる資料の公開を進めます。

・北方資料蔵書
冊数（図書等）
293,000冊

・視聴覚資料
23,780点

ア 北方資料センターとしての資料収集・保存の充実

(ア) 北方資料の収集

- ・市町村立図書館や関係機関・団体と連携し、資料の網羅的収集を目指します。
- ・北海道が発行する資料については、道行政情報センターと連携しながら収集します。
- ・研究者、個人及び各種団体等との連携により、資料の寄贈依頼や出版情報の収集を進め、資料の充実を図ります。
- ・図書館ポータルや Twitter などを活用し、未所蔵資料の寄贈の呼びかけを行います。

(イ) 所蔵資料の複製及びデジタル化を計画的に進め、原資料の保存に努めます。

(ウ) 多様な活動で継続的に北方資料室を応援する「北方資料サポーター」とともに、協働の取組を進めます。

イ レファレンスサービスの充実

(ア) レファレンスツールの充実

- ・北方雑誌の目次情報について、データベース化を継続的に進めます。
- ・調査・研究に役立つ資料として『北の資料』を作成します。

・『北の資料』
発行
2回

(イ) 大学、専門機関等との連携・協力

- ・大学、専門機関等と連携・協力し、また各機関の有用なデータベースや情報源を活用し、多様化、高度化するレファレンスに的確に対応します。
- ・道立文書館、北海道博物館、札幌市公文書館等、道内関係機関と連携・協力し、研修会への参加により、職員の資質向上を図るとともに、地域資料に関する情報交換に努めます。

ウ 講演会・講座・展示等による地域情報の発信

(ア) 北方地域に関する講演会等の開催

- ・ 北方資料の利用講座や書庫ツアーなどを開催し、北方資料への理解を深め、利活用につながるよう、情報発信に努めます。
- ・ 北方資料の多様性を活かした企画展示、また関係機関・団体と連携するなどし、魅力的な展示を実施します。
- ・ 北海道史研究協議会など関係機関・団体との連携・協力により「資料で語る北海道の歴史講演会」や講座等を開催し、地域情報の発信を図ります。

・ 講座等
4回

・ 展示
14回

(イ) 市町村立図書館等や関係機関・団体と協力し、道内各地で北方地域に関する北方資料移動展示を開催します。

(ウ) ホームページを活用して、新着資料等の紹介、未所蔵資料の寄贈依頼など北方資料に関する情報発信を行うとともに、当館及び関係機関で行われる北方地域に関する事業（講演会・講座、資料展示会等）について情報提供します。

エ デジタルライブラリーの充実

(ア) 北方地域の歴史等を伝える貴重資料の公開

北方資料のデジタル化について、優先度の高いものから進めるとともに、デジタル化した資料を順次公開します。

・ 公開点数
3,800点

(イ) 地域の図書館や文書館などとの連携・協力・情報の共有化を進めるため、新たに各機関が所蔵するデジタル資料を当館の北方資料デジタルライブラリーに登録し公開するほか、横断検索^{※19}への参加・活用を促進し、北方資料デジタルライブラリーの充実を図ります。

※19 横断検索：道立図書館と道内市町村立図書館（参加館のみ）の所蔵資料を一括して検索すること

(6) 連携する図書館

道内図書館のセンター図書館として、相互利用のための調整や各種事業を行い、図書館相互の連携・協力や、企業、学校、ボランティアグループ等、関係団体等と連携を図り、道民へのサービス拡大へつなげます。また、北海道図書館連絡会議や北海道図書館振興協議会等、関係団体と協力し各種事業を推進します。

ア 他機関（大学図書館等）・異業種との連携

(ア) 多様化する市町村立図書館等の資料要求やレファレンスに的確に応えるため、大学図書館や専門機関との連携を推進し、相互協力を強化します。

(イ) 図書館ポータル等により、道内図書館等間の情報の共有化に努めます。

(ウ) 研修・実習等における連携

- ・ 学校（小・中・高・大学）の職場体験等や関係機関の職員研修を受入れます。
- ・ 市町村立図書館等や関係団体等の要請に応じ、各種研修会等に講師として職員を派遣します。

(エ) 江別市文京台地区道立教育 3 施設や文化施設連絡協議会「かるちやる net」等と連携して、図書館の広報及び利用促進のための事業を実施します。

イ 各種団体との連携

(ア) 北日本図書館大会兼北海道図書館大会〈北海道図書館連絡会議〉

北日本図書館大会兼北海道図書館大会を共催し、館種を越えた課題等について協議・情報交換等を行い、道内図書館の振興と相互連携を図るため、北海道図書館大会運営委員会を開催し、企画・運営について協議します。

(イ) 優良読書グループ表彰〈北海道読書推進運動協議会〉

全国表彰への推薦及び北海道表彰の実施により、民間における読書活動の振興を図ります。

(ウ) 管内図書館振興団体支援

a 相互協力促進事業

管内で組織されている図書館振興協議会等の団体の要請に基づき、職員を派遣し、研修会テーマに基づく情報提供等を行うことにより、市町村図書館等間の相互協力を支援します。

(7) 資料整備

北海道における資料センターとしての役割を果たすため、「北海道立図書館資料収集方針」等を基本に、「北海道立図書館資料収集計画」（平成 25 年度～29 年度）に基づき、課題解決型サービス、協力レファレンス及び子どもの読書活動の推進に役立つ資料等の収集・整備に努めます。

・蔵書（累計）
図書
111 万冊
雑誌類
114.2 万冊

ア 道立図書館の責務を果たすための資料整備

(ア) 資料の収集整備

- ・ 「5 図書館資料の整備計画」（18 頁に掲載）に基づき、今年度の重点テーマを「地域の活性化支援」とし、まちづくり・人づくり、環境など、地域の課題解決に役立つ資料の充実に努めます。
- ・ 子どもの読書活動を推進するため、児童書を収集します。
- ・ 子どもの読書活動推進、市町村支援活動事業及び図書館づくり・図書館運営に役立てるため、図書館学資料及び出版関連資料を収集します。
- ・ 障がい者サービス資料は、高齢者も利用できる大活字本を中心に収集します。
- ・ 北方資料について、新刊書はもれなく収集するほか、北方地域関連資料の充実に努めます。

・図書（増加）
18,000 冊
・雑誌類（増加）
16,000 冊

(イ) 収集整備のための計画策定（平成 29 年度予定）に向けて、重点テーマにより収集した資料の利用動向などを検証します。

イ 多様な手段による資料の収集・保存

(ア) 非流通資料の収集・保存

- ・ 国や公共団体、大学、研究機関等が発行する非流通資料の系統的収集に努めます。
- ・ 出版情報を収集し寄贈依頼等による入手に努めるとともに、道内関係機関等と連携し、北方資料の効率的な収集を図ります。

(イ) 市町村立図書館等の蔵書の更新を支援するとともに、資料の充実を図るため、市町村立図書館等の除籍資料の受入れ・保存に努めます。

(ウ) 北方資料の収集活動に関するリーフレットを活用し、インターネット等あらゆる機会を通じ、北方資料収集の理解を図り資料寄贈の呼びかけを行います。

ウ 電子書籍に対する取組

電子書籍^{※20}について、全国の導入状況や導入に当たった課題など、継続的に情報収集を行います。

※20 電子書籍：パソコンや携帯端末等で見られる書籍や出版物のこと。端末で購入もしくは閲覧の手続きを行い、いつでもどこでも資料を閲覧することができる。

(参 考)

平成27年度 図書館活動振興事業等予定一覧

旬 月	上 旬	中 旬	下 旬
4			○北図振～第1回理事会・総会(23日、札幌市) ○子ども読書の日(23日) ○こどもの読書週間(4/23～5/12) ○日図協～図書館記念日(30日)
5	・書庫ツアー(子ども向け)(3日) ○日図協～図書館振興の月	○北学図～定期総会(9日、札幌市)	○全公図～第1回理事会(27日、東京都) ○日図協～第1回理事会(28日、東京都) ○北読進協～総会
6	○北図振～全道図書館新任職員研修会(4～5日、道立図書館) ・道民カレッジ連携講座(6日)	○日図協～代議員総会(18日、東京都) ・書庫ツアー(15日)	○北日図連～総会・理事会(25日、札幌市) ○北日図連・北図振～北日本図書館大会兼北海道図書館大会(25～26日、札幌市)
7	○全公図～総会・研究協議会(3日、東京都) ○北図振～全道図書館中堅職員研修会(9～10日、道立図書館・札幌市) ○北図振～管内図書館振興協議会等～地方研究集会7～2月、各管内で開催)	・北海道立図書館協議会(第1回)	・道民カレッジ連携講座 ○北図振～全道図書館職員録の発行
8	・書庫ツアー(3日)		○北海道図書館連絡会議(第1回)
9	○北学図～北海道学校図書館研究大会(4～5日、室蘭市)	・道民カレッジ連携講座(12日)	
10	○北日図連～北日図連研究協議会(1～2日、秋田市)	○日図協～全国図書館大会(15～16日、東京都) ・道民カレッジ連携講座	○北図振～第2回理事会、全道図書館長会議(29日、札幌市) ○北図振～「北海道の図書館-平成27年4月1日現在-」発行 ○読書週間(10/27～11/9) ○文字・活字文化の日(27日) ○北読進協～優良読書グループ表彰
11	○日図協～全国公共図書館研究集会 児童・青少年部門(5～6日、岐阜県岐阜市) ・書庫ツアー(3日)	○図書館地区別(北日本)研修(4日間、札幌市) ・道民カレッジ連携講座 ・北海道立図書館協議会(第2回)	○日図協～全国公共図書館研究集会 総合・経営、サービス部門(25～26日、愛媛県松山市) ○北海道図書館連絡会議(第2回)
12	○北図振～専門研修(サービス/地域資料)(3日、釧路市) ○北学図～青少年読書感想文全道コンクール及び北海道指定図書館読書感想文コンクール(6日、札幌市)		
1	○北学図～北海道学校図書館研修講座(5～7日、札幌市)	○北図振～専門研修(子ども読書/学校支援)(13日、恵庭市)	○全公図～第2回理事会(書面)
2	・書庫ツアー(3日)	・道民カレッジ連携講座	○北日図連～第2回理事会(書面) ・道民カレッジ連携講座
3		・北海道立図書館協議会(第3回)	

◇凡例 ・北 図 振 … 北海道図書館振興協議会 ・北日図連 … 北日本図書館連盟 ・北読進協 … 北海道読書推進運動協議会
 ・北 学 図 … 北海道学校図書館協会 ・日 図 協 … 日本図書館協会 ・全 公 図 … 全国公共図書館協議会

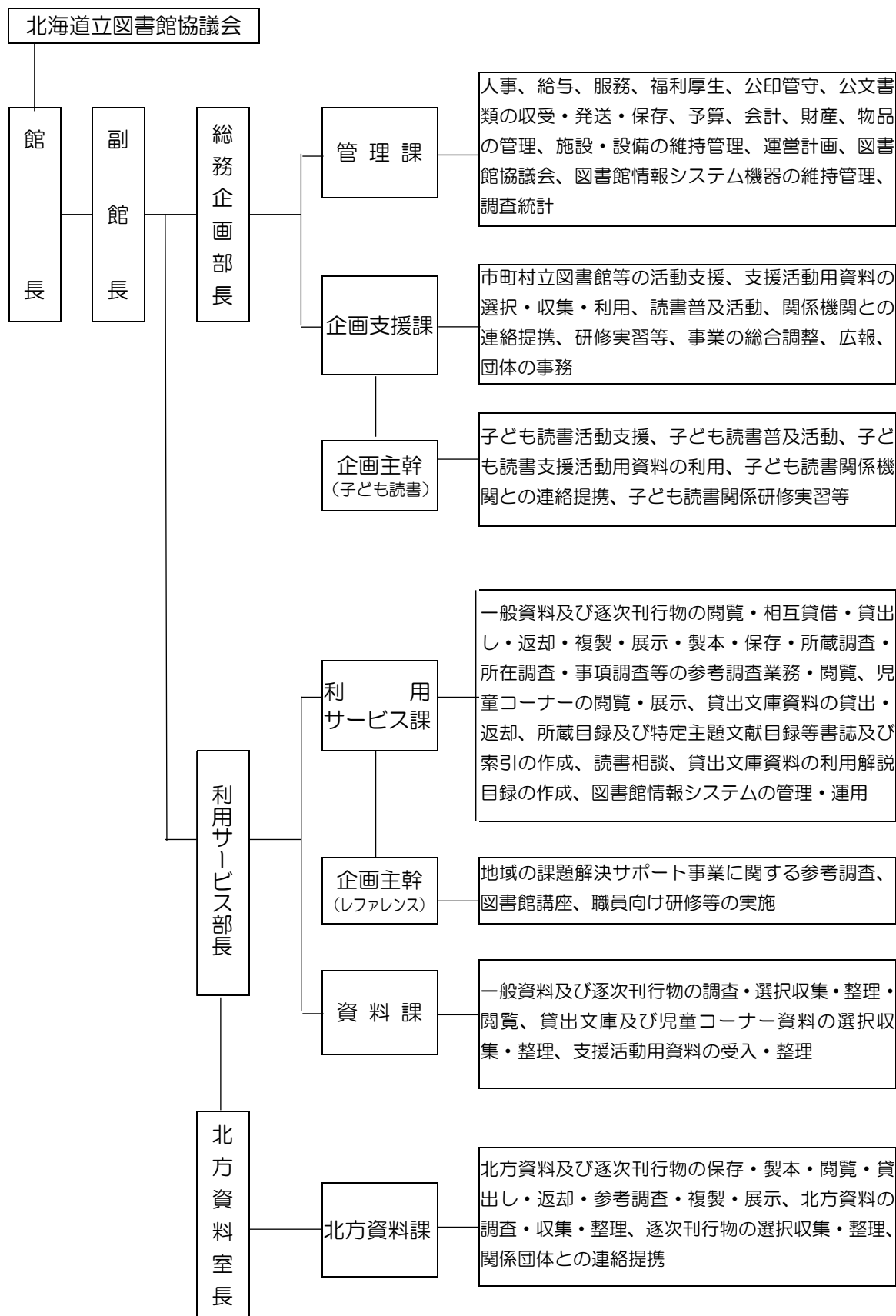
3 予算の概要

○平成 27 年度当初予算

(単位：千円)

項 目	26 年度	27 年度	増 減	摘 要
義務的経費				
北海道立図書館協議会	496	522	26	協議会運営に要する経費
小計	496	522	26	
施設等維持管理費				
図書館維持運営費 (維持費)	47,568	46,142	△1,426	施設の適切な維持管理に 要する経費
小計	47,568	46,142	△1,426	
一般施策事業費				
図書館情報システム運営費	7,254	7,254	0	市町村立図書館等との通 信ネットワーク及び情報整備 経費
図書館維持運営費	5,805	5,413	△392	事業及び施設運営の円滑 な実施に要する経費
図書館資料整備費	31,981	31,021	△960	資料収集に要する経費
小計	45,040	43,688	△1,352	
計	93,104	90,352	△2,752	

4 組織体制



5 図書館資料の整備計画

平成 27 年度の北海道立図書館における資料の収集は、北海道立図書館資料収集方針等を基本に、北海道立図書館資料収集計画（平成 25 年度から 5 ヶ年）に基づき整備します。

〔1〕購入による資料収集

【 図書資料 】

ア 一般資料

（ア）資料収集に当たっての基本

- a 収集範囲は新刊書を中心とし、必要に応じて既刊書及び復刻資料も含むものとします。
- b 市町村立図書館等及び道民からのリクエストについては、積極的に対応します。
- c 貸出文庫資料は、市町村立図書館等からのリクエストを重視して収集します。

（イ）重点項目

a 一般図書

- (a) 今年度の重点テーマを「地域活性化の支援」とし、まちづくり・人づくり、環境など、地域の課題解決に役立つ分野に重点をおき収集します。
- (b) 前項以外では、貸出要望の高い資料や暮らし・仕事に役立つ資料を積極的に収集します。

b 参考図書

- (a) 年鑑、年報、白書、統計書及び各種業界情報は、継続して収集します。
- (b) 各分野の主要な事典、ハンドブックの充実を図ります。
- (c) 各国語の辞典類を更新します。

c 児童図書

各種の受賞作品のほか、調べ学習に活用できる資料など、子どもの読書活動推進のための資料を収集します。

d 図書館学関係資料

市町村における図書館等の運営に役立つため、図書館学関係資料を収集します。

e 障がい者サービス資料

高齢者も利用できる大活字本を収集します。

（ウ）収集計画〔各部門別購入計画〕

（単位：冊、％）

区 分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学・技術	産業	芸術	語学	文学	児童書	復刻雑誌	合計
目標冊数	260	260	530	1,450	550	510	450	500	100	1,150	470	70	6,300
構成比率	4.1	4.1	8.4	23.0	8.7	8.1	7.1	7.9	1.6	18.3	7.5	1.1	100

イ 北方資料

(ア) 資料の収集範囲

資料の種類、形態を問わず、また、サービス対象者を制限することなく、様々な利用者の様々な要求に応え得るあらゆる資料を収集します。

- a 北方地域の過去、現在を知り、未来を展望できる資料を収集します。
 - (a) 北方地域を主題とする資料
 - (b) 北方地域に関係の深い人物、団体等を主題とする資料
- b 新刊書は、漏れなく収集します。
- c 古書は、需要度の高いもの、資料価値の高いもの、入手が困難なものを優先して収集します。

(イ) 収集計画〔資料種別購入計画〕

前年度の購入実績を勘案して収集します。

(単位：冊・点、%)

区 分	図 書			視聴覚資料	計
	新刊書	古 書	小 計		
目標冊数	850	50	900	50	950
構成比率	89.5	5.3	94.7	5.3	100

ウ 支援活動用資料

(ア) 重点運営支援事業用

図書館未設置市町村における公民館図書室等の利用増を図るため、話題の小説やエッセイ等の読み物や日常生活に係る料理、育児等の実用書、絵本や児童向け読み物を収集します。

(イ) 事業協力用

学校ブックフェスティバル事業、事業企画支援等の支援事業や市町村立図書館等の実施する図書館まつり、読み聞かせ等を支援するために、絵本、児童向け読み物、図鑑、調べ学習用図書等の児童書、大型絵本、しかけ絵本、エプロンシアター等を収集します。

(ウ) 収集計画〔分野別購入計画〕

(単位：冊、%)

区 分	実用・教養書	文学一般	児 童 書	計
目標冊数	300	300	650	1,250
構成比率	24.0	24.0	52.0	100

【 逐次刊行物 】

市町村立図書館の収集状況を考慮しながら各分野の選定基準に照らして収集します。

- ・一般資料 157 タイトル
 - ・北方資料 49 タイトル
- (計 206 タイトル)

【 視聴覚資料 】

ア 一般資料

映像資料・録音資料は、図書館学関係資料を中心に収集します。マイクロ資料は、北海道新聞地方版を収集します。電子資料は、図書から切り替わった資料を継続収集します。

イ 北方資料

映像資料・録音資料、マイクロ資料、電子資料等で北方地域を主題とする資料を収集します。

(2) 寄贈等による資料収集

ア 一般資料

政府及び政府関係機関、大学、民間団体、個人等からの寄贈等により収集する資料は、各資料の選定基準に照らして収集するほか、必要に応じて寄贈依頼するなどして有効に収集するものとし、図書資料約 5,000 冊、逐次刊行物約 1,500 タイトル、視聴覚資料約 30 点の収集を目標とします。

イ 北方資料

出版情報の把握に努め、寄贈依頼等の方法を積極的に活用して、各種資料を有効収集し資料の充実を図るものとし、図書資料等約 5,000 冊、逐次刊行物約 1,200 タイトル、視聴覚資料約 100 点の収集を目標とします。

(3) その他

所蔵資料の保存については、特に北方資料を最優先とし、貴重と認められる資料のデジタル化、劣化資料（酸性紙等）の複製、中性紙による帙作成及び破損資料の製本の取組を行います。

また、書庫内の防虫や空気調和環境の適正な維持等、後世への利用提供のための良好な保存環境の維持に努めます。

6 施設及び設備の整備計画

施設・設備については、その現状や活用状況を踏まえ、改善に努めます。

(1) 図書館情報システムの運用の充実

自動貸出機の設置、利用者検索機の増設、無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備等、利用環境の充実を図るとともに、ホームページのレイアウトを更新し情報取得の利便性を高めます。

また、「北方資料デジタルライブラリー」によるデジタル資料の提供や、図書館ポータルサイトを活用した相互貸借の円滑な運営と関係者の情報交流を促進します。

(2) 収納スペースの確保

書庫狭隘対策として、道立学校等の空き教室等を活用し計画的に保存します。

(3) 施設等の補修等の取組

利用者サービスの向上や展示・研修の充実を図るため、研修室改修工事、トイレ改修工事、構内通路拡幅工事等を行います。

施設等の補修等については、既決の予算や本庁への予算要求等により緊急性や優先度に応じ、修繕・更新に努めます。

(4) 道立図書館のあり方の検討

将来を見据えた道立図書館のあり方について検討を開始します。

7 非常措置計画

火災その他の災害に備えるため「北海道立図書館防火管理規程」を定めています。

また、図書館で起きる様々な危機に対応するため、危機対応マニュアルを作成しています。

実践的な避難訓練を行うなど、突発的な災害・事故等に際し迅速かつ的確に対処できるよう、職員個々の危機管理能力の向上に努めます。

8 管理運営と組織・機構の改善

(1) 管理運営の効率化

引き続き施設の適正な管理や予算の執行の効率化に努めます。

(2) 職員の資質向上

各種研修会等への参加を奨励し、研修で得た知識、技術等の共有化に努めるとともに、職場内研修や職員の自主的な研修を推進します。

北海道立図書館防火管理規程

(平成18年3月31日館長決定)

この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条並びに北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）第19条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、北海道立図書館（以下「図書館」という。）における防火管理の徹底を期し、もって、火災その他の災害を予防し、警戒し、鎮圧し及び災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

(他の規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため防火管理について、必要な事項は別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

第2章 防火管理機構

(防火管理責任組織)

第3条 常時の火災予防について徹底を期するため、次の管理責任者等を置くこととし、北海道立図書館長（以下「館長」という。）がこれを指定する。

- (1) 防火管理者
- (2) 火気取締責任者

2 前項のための組織及び任務分担は、別に定めるところによる。

(自衛消防組織)

第4条 火災その他の事故発生の場合、その被害鎮圧のため図書館内に自衛消防組織を置く。

- 2 自衛消防組織を指揮監督するため、自衛消防本部長及び自衛消防副本部長を置く。
- 3 前項の組織及び任務の分担は、別に定めるところによる。

第3章 火災予防

(点検基準)

第5条 火災予防のための消防用設備等の点検基準は、次による。

区 分	点検種別等	総合点検				機能点検			点 検 期 間
		作動	外観	機能	総合	作動	外観	機能	
	自動火災報知設備	○	○	○	○		○	○	6月ごと(総合年1回、機能年1回)
	防火戸・防火シャッター設備	○	○	○	○	○	○	○	
	誘導灯及び誘導標識		○	○			○	○	
	屋内消火栓設備		○	○	○		○	○	
	ハロゲン化物消火設備		○	○	○		○	○	
	消 火 器 具		○	○			○	○	
	非常放送設備	○	○	○	○		○	○	
	非常電源設備	○	○	○	○		○	○	
	避難器具		○	○	○				

(改善措置並びに記録保存)

第6条 前条に基づく点検の結果、改善を要する事項を発見した場合は、防火管理者にすみやかに報告するものとする。

2 防火管理者は、前項の報告を受けたとき、館長の指示を求め、改善に努めなければならない。

3 点検の結果は、点検票に記録し、保存しなければならない。

(臨時火気使用)

第7条 図書館の施設内及び敷地内において臨時に火気を使用する場合は、防火管理者の許可を受けなければならない。

2 図書館の施設内及び敷地内において喫煙は禁止する。

第4章 災害防御

(防御)

第8条 図書館の施設内及び敷地内に火災発生又はその他の災害が発生した場合は、被害を鎮圧するため、第4条に定める自衛消防組織の編成により担当任務の遂行に当たるものとする。

第5章 教育訓練

(防火教育)

第9条 図書館の職員は、進んで防火に関して教育を受け、防火管理の万全を期するよう努めるものとする。

(消防訓練)

第10条 災害に際し被害を鎮圧するため、消防訓練によって技術の向上に努めるものとする。消防訓練は、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

第6章 消防機関との連絡

(連絡事項)

第11条 防火管理者は、次の事項について常に消防機関と連絡を密にして、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

- (1) 消防計画の提出（改正の際は、その都度）
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 建物及び諸設備の使用、変更する場合の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
- (5) その他防火管理に必要な事項

第7章 その他

(その他)

第12条 この規程は、図書館の業務委託に係わる者、物品の納入等で出入りする業者等並びに利用者についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年5月1日の館長決定は廃止する。
- 3 この規程は、平成19年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成23年6月1日から適用する。

北海道立図書館自衛消防組織編成表

